

「標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案」について

平成 21 年 3 月 25 日

社 会 保 険 庁

・ 標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案	1
・ 不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録(約6万9千件)のうち	3
年金受給者(約2万件)への戸別訪問の状況について(第3回中間報告)	
・ 厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の	11
社会保険事務所段階における記録訂正の状況等について	

標準報酬・資格喪失の遡及訂正事案

事案の概要

- 年金記録確認第三者委員会によるあっせん事案の中に、標準報酬月額等を遡及訂正したものが存在しており、社会保険事務所の当時の事務処理の合理性が疑われるものがある。
- このため、第三者委員会によるあっせん事案など17事案の調査を行ったところ、社会保険庁の職員の関与が考えられる事案が1件確認された。(20年9月9日公表)
- また、社会保険庁職員の関与に関する調査等を行っていた大臣直属の調査委員会が11月28日に報告書を大臣に提出。

今後の方向

- 標準報酬等の遡及訂正事案については、「年金記録問題 拡大作業委員会」の御意見を伺いながら、被害者救済を第一義とし、併せて、社会保険事務所職員の関与が疑われる事案の事実解明を図る。(20年12月11日に弁護士等5名を新たに「年金記録問題作業委員」に任命。)
- 全てのコンピュータ記録から不適正な処理の可能性がある記録(約6.9万件)を抽出し、このうち厚生年金の受給者(約2万件)について、20年10月16日から、社会保険事務所職員が対象者への戸別訪問を開始し、記録の確認及び調査を実施している。

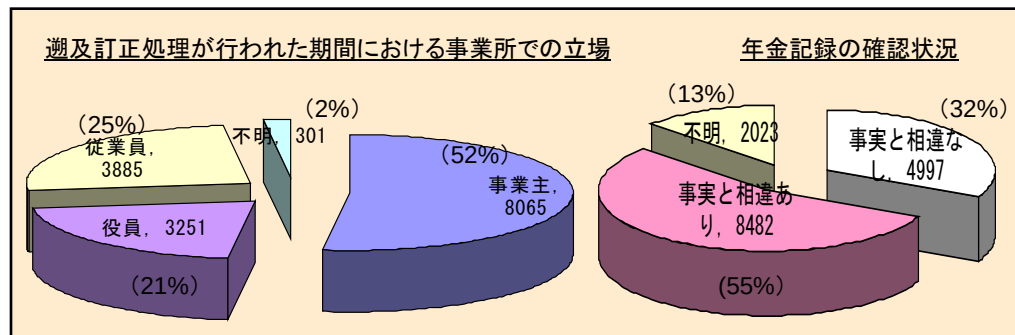
※戸別訪問の実施状況(第3回中間報告)

訪問件数 15,502件

(20年12月21日までの訪問実施分。)

21年1月13日までのフォローアップを反映。)

- * 事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方 1,056件(6.8%)
うち、具体性のある内容の回答をされた方 159件(1.0%)



- また、21年中に、厚生年金の受給者全員に対し、標準報酬等の情報を含むお知らせを開始する。(加入者については、21年4月から標準報酬等の情報を含む「ねんきん定期便」を送付する。)
- 被害者救済については、標準報酬等が事実と反して訂正しているかどうかについて、以下のような調査を行い、事実と反することが確認できれば、年金記録の訂正を行う。
 - ・ 給与明細書、源泉徴収票、預金通帳の写し等がある。
 - ・ 雇用保険や厚生年金基金の記録により給与実態や勤務実態が確認できる。
 - ・ 事業主や社会保険事務所の調査により事実と反する処理が行われたと認められる。

※ 社会保険事務所における記録訂正の状況(21年2月末現在) 48件

20年12月25日から、一定の要件を満たす記録確認の申立てについては、第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を開始。

- * 社会保険事務所職員の関与に関する調査についても、被害者救済のための調査と併せて進めているところ。

平成21年3月16日
社 会 保 険 庁

**不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録（約6万9千件）のうち
年金受給者（約2万件）への戸別訪問の状況について（第3回中間報告）**

平成20年9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」において、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととされました。

これを踏まえ、年金記録確認第三者委員会のあっせん事案等の分析に基づき、以下の三条件の全てに該当する記録（約6万9千件）を抽出し、このうち厚生年金受給者（約2万件）について、平成20年10月16日から、社会保険事務所職員による戸別訪問を開始し、ご本人に記録確認を行って頂いているところです。

- ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日若しくは翌日に資格喪失処理が行われている。
- ②5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。
- ③6か月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。

標記については、下記の状況となっておりますので、ご報告いたします。

記

1. 戸別訪問の実施件数

平成20年12月21日までに、15,502件実施。

- * 年金記録が事実と相違しているかどうか不明である旨の回答や、年金記録の訂正の申立てを行うかどうか未定である旨の回答が少なからずあったため、ご本人のご記憶、ご意思について、再確認（フォローアップ）を実施している。

2. 回答状況

上記15,502件についての、平成21年1月13日までのフォローアップを踏まえ、中間的に整理した回答の状況は、以下のとおり（詳細については別添参照）。

○遡及訂正処理が行われた期間における事業所での立場

・ 事業主	8,065 件 (52%)
・ 役員	3,251 件 (21%)
・ 従業員	3,885 件 (25%)
・ 不明	301 件 (2%)

○年金記録の確認状況

・ 事実と相違なし (注1)	4,997 件 (32%)
・ 事実と相違あり (注2)	8,482 件 (55%)
・ 不明 (注3)	2,023 件 (13%)

○事実と相違ありとの回答のあった方の年金記録の訂正の意思

・ 訂正の意思あり	3,485 件 (41%)
・ 訂正の意思なし	3,672 件 (43%)
・ 未定	1,325 件 (16%)

(注1) 「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」及び「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、いずれも、「はい」又は「たぶんそうだと思う」との回答があったもの。

(注2) 「引き下げられた標準報酬月額が当時の報酬に見合ったものであるか」又は「記録の訂正が行われた期間について資格喪失日が会社を辞めた時期と合っているか」の質問に対し、少なくとも一つに、「たぶん違うと思う」又は「いいえ」との回答があったもの。

(注3) 上記注1及び注2以外の回答があったもの。

○年金記録の遡及訂正処理に関し、社会保険事務所職員の関与を窺わせるような内容の回答をされた方

1,056 件 (6.8%)

・ うち、具体性のある内容の回答をされた方	159 件 (1.0%)
-----------------------	--------------

(注) 「具体性のある内容の回答」とは、職員が特定でき、関与の内容が具体的に示されているものをいう。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録に係る戸別訪問の実施状況（速報値）

<別紙>

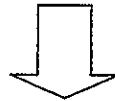
（平成20年12月21日までの実施分。平成21年1月13日までのフォローアップを反映。）

社会保険 事務局名	対象 者数	面談件数					遡及訂正事実確認件数											「事実と相違あり」との回答の あった方の記録訂正の意思		
		実施					事実と相違なし					事実と相違あり					不明	あり	なし	未定
		事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)	事業主	役員	従業員	不明	(計)				
1 北海道	728	352	129	165	5	651	126	47	66	2	241	171	66	79	1	317	93	161	131	25
2 青森	56	11	16	26	1	54	2	7	9	0	18	8	7	11	0	26	10	13	11	2
3 岩手	163	60	18	48	2	128	39	11	23	1	74	20	5	18	0	43	11	23	18	2
4 宮城	146	43	23	48	4	118	18	10	28	1	57	17	12	16	1	46	15	23	16	7
5 秋田	292	120	40	31	4	195	35	14	7	1	57	68	24	17	3	112	26	30	51	31
6 山形	36	14	11	9	0	34	5	4	5	0	14	6	1	4	0	11	9	3	7	1
7 福島	103	36	17	38	4	95	10	7	18	0	35	22	8	15	1	46	14	21	22	3
8 茨城	532	238	105	110	6	459	113	48	41	3	205	92	47	57	1	197	57	79	97	21
9 栃木	456	124	61	56	3	244	44	18	20	1	83	71	40	31	0	142	19	75	48	19
10 群馬	418	224	93	62	8	387	91	38	29	2	160	94	40	24	1	159	68	65	65	29
11 埼玉	2,207	813	364	391	37	1,605	225	83	74	5	387	483	240	283	18	1,024	194	402	405	217
12 千葉	1,328	435	173	273	19	900	116	46	77	2	241	251	116	180	9	556	103	240	249	67
13 東京	6,620	2,113	771	736	53	3,673	525	151	114	13	803	1,367	549	565	29	2,510	360	1,048	1,057	405
14 神奈川	2,116	816	294	349	31	1,490	192	73	87	4	356	529	198	235	13	975	159	440	426	109
15 新潟	164	71	22	42	4	139	22	8	17	1	48	36	13	11	2	62	29	19	18	25
16 富山	40	9	6	21	0	36	3	3	13	0	19	2	2	4	0	8	9	4	3	1
17 石川	68	26	14	20	0	60	14	7	10	0	31	4	3	6	0	13	16	5	7	1
18 福井	97	44	16	22	1	83	20	10	11	1	42	18	5	6	0	29	12	18	9	2
19 山梨	413	157	63	84	5	309	64	23	20	0	107	75	32	50	1	158	44	44	65	49
20 長野	666	372	129	95	9	605	146	48	41	2	237	174	62	39	3	278	90	77	144	57
21 岐阜	129	56	20	20	1	97	27	12	12	0	51	23	5	7	1	36	10	8	27	1
22 静岡	623	176	78	81	9	344	57	28	37	2	124	88	39	33	3	163	57	53	65	45
23 愛知	553	145	85	123	4	357	70	47	58	1	176	53	28	48	0	129	52	42	73	14
24 三重	143	54	20	22	2	98	15	13	9	1	38	29	7	5	0	41	19	23	15	3
25 滋賀	57	27	15	14	0	56	10	9	8	0	27	15	5	4	0	24	5	9	13	2
26 京都	230	46	45	55	5	151	19	25	29	1	74	20	14	17	0	51	26	18	23	10
27 大阪	1,135	400	155	214	11	780	155	65	95	2	317	199	75	87	3	364	99	161	151	52
28 兵庫	393	103	46	156	10	315	37	19	85	4	145	48	21	39	5	113	57	55	45	13
29 奈良	119	41	19	35	6	101	18	8	17	0	43	17	4	13	1	35	23	6	21	8
30 和歌山	101	35	19	35	5	94	15	10	18	1	44	10	4	10	0	24	26	11	11	2
31 鳥取	46	14	10	19	3	46	4	8	10	1	23	8	1	3	0	12	11	7	4	1
32 島根	27	10	5	11	0	26	5	1	9	0	15	3	1	0	0	4	7	2	1	1
33 岡山	83	41	9	26	3	79	19	5	17	0	41	14	2	5	0	21	17	8	9	4
34 広島	181	59	43	57	2	161	19	17	26	0	62	35	19	18	1	73	26	30	36	7
35 山口	48	22	8	15	1	46	9	5	7	0	21	9	2	5	1	17	8	10	5	2
36 徳島	39	17	10	8	2	37	8	5	5	0	18	6	3	1	0	10	9	5	3	2
37 香川	85	34	17	19	1	71	11	11	12	0	34	13	4	4	1	22	15	9	9	4
38 愛媛	498	247	73	55	17	392	62	20	12	2	96	137	36	32	7	212	84	43	133	36
39 高知	30	7	5	13	1	26	1	4	11	1	17	4	1	0	0	5	4	0	0	5
40 福岡	315	118	50	109	8	285	46	27	48	2	123	46	16	46	3	111	51	49	51	11
41 佐賀	46	19	9	18	0	46	9	7	7	0	23	8	1	4	0	13	10	5	8	0
42 長崎	171	74	31	40	2	147	23	13	16	1	53	43	10	19	0	72	22	40	27	5
43 熊本	98	37	16	23	1	77	7	4	15	1	27	24	7	3	0	34	16	10	17	7
44 大分	146	66	31	33	2	132	31	9	15	2	57	30	19	17	0	66	9	29	29	8
45 宮崎	51	17	13	7	4	41	10	6	2	0	18	6	7	1	2	16	7	6	7	3
46 鹿児島	186	94	44	30	2	170	44	31	17	1	93	42	12	12	0	66	11	33	28	5
47 沖縄	73	28	10	21	3	62	11	2	8	1	22	16	7	12	1	36	4	23	12	1
全 国 計	22,255	8,065	3,251	3,885	301	15,502	2,552	1,067	1,315	63	4,997	4,454	1,820	2,096	112	8,482	2,023	3,485	3,672	1,325

〈参考1〉

(事実確認の状況)

	事実と相違なし	事実と相違あり	不明	計
事業主	2,552 (32%)	4,454 (55%)	1,059 (13%)	8,065 (100%)
役員	1,067 (33%)	1,820 (56%)	364 (11%)	3,251 (100%)
従業員	1,315 (34%)	2,096 (54%)	474 (12%)	3,885 (100%)
不明	63 (21%)	112 (37%)	126 (42%)	301 (100%)



(記録訂正の意思の状況)

	訂正の意思あり	訂正の意思なし	未定	計
事業主	1,308 (29%)	2,316 (52%)	830 (19%)	4,454 (100%)
役員	819 (45%)	718 (39%)	283 (16%)	1,820 (100%)
従業員	1,301 (62%)	597 (28%)	198 (9%)	2,096 (100%)
不明	57 (51%)	41 (37%)	14 (13%)	112 (100%)

平成20年9月18日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

9月9日の「年金記録問題に関する関係閣僚会議」においては、標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「オンライン上の全ての記録から不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録を抽出した上で、ご本人による当該記録の確認に基づき、調査を行う」こととしたところ。

これについては、以下のような方向で取り組む方針。

1. 第三者委員会のあっせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認された。

① 標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。

② 標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。

③ 6か月以上遡及して記録が訂正されている。

※ 上記88件のうちの約9割が3条件すべてに該当。

※ さらに、同じ事業所の同僚が上記の条件に該当していればよいとした場合には、上記88件のうち約99%が3条件すべてに該当。

2. この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明。

これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、年明け早々を目途に標準報酬等の記録の送付を開始し、ご本人による当該記録の確認に基づいて調査を行う。

平成20年10月 3日
社 会 保 険 庁

不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の抽出について

1. 標準報酬等の遡及訂正事案に関する今後の対応として、「記録を抽出した上での調査」については、9月18日に、
 - (1) 第三者委員会のあつせん事案のうち標準報酬の遡及訂正事案に該当する13件及びこれらの事案の申立人と同様の遡及訂正が行われている可能性のある同僚の方の事案75件の合計88件を基にした分析を行ったところ、ほとんどの事案が次の3条件すべてに該当することが確認されたこと、
 - ①標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。
 - ②標準報酬月額が5等級以上引き下げられている。
 - ③6か月以上遡及して記録が訂正されている。
 - (2) この3条件すべてに該当する被保険者記録をオンライン上の記録およそ約1億5,000万件から抽出したところ、約6万9千件がこれに該当することが判明したこと、
 - (3) これらのうち、厚生年金受給者（65歳以上の方でおよそ2万件）について、ご本人による標準報酬等の記録の確認に基づいて調査を行うことについて公表したところです。
2. 上記の件に関し、今般、3条件それぞれに該当する被保険者記録の件数について関係各方面からお尋ねがあったことから、以下のとおり公表いたします。

各条件に該当する件数について

条件 ①	標準報酬月額を引き下げ処理と同日もしくは翌日に資格喪失処理が行われている。	約15万6千件
条件 ②	5等級以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約75万0千件
条件 ③	6ヶ月以上遡及して標準報酬月額が引き下げられている。	約53万3千件

3条件すべてに該当

〔不適正な処理の可能性のある記録を的確に抽出〕

約6万9千件

〔うち年金受給者分
約2万件〕

(注) 条件①～③それぞれに該当する件数には、適正な事務処理によるものが含まれている。

※ それぞれの件数については、あくまでも機械的に算出したものであり、以下の点について留意が必要です。

- 「条件①に該当するもの」(約15万6千件)については、例えば、被保険者の資格喪失時に、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明した場合において、標準報酬月額の引下げ処理と同日又は翌日に資格喪失処理が行われる場合があるが、これは適正な事務処理であり、この条件のみをもって、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことはできない。
- 「条件②に該当するもの」(約75万0千件)については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額を引き下げた場合などに、標準報酬月額が5等級

以上引き下げられることがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

- 「条件③に該当するもの」（約53万3千件）については、例えば、毎年7月に事業主が提出する届出に基づく標準報酬月額の見直しの際や、社会保険調査官による事業所調査の際に、事業所の賃金台帳等を確認し、事業主による変更届の届出漏れや誤りが判明し、実態に合わせるため、遡及して標準報酬月額の記録を訂正した場合などに、6か月以上遡及して標準報酬月額の記録を訂正することがあるが、これは適正な事務処理であり、この条件に該当することのみをもって、不適正な事務処理の可能性が高いということにはならない。

- 以上のことや第三者委員会のあっせん事案・同僚事案を基にした分析の結果等から、3条件の1つずつでは抽出条件として不十分であり、上記3条件すべてに該当する記録を抽出することにより、不適正な事務処理の可能性の高い記録を的確に絞り込むことができるものと考えられる。

平成21年3月16日
社 会 保 険 庁

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある記録の
社会保険事務所段階における記録訂正の状況等について

社会保険庁においては、昨年12月25日から、厚生年金に係る記録確認の申立てについて、給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合等については、処理の迅速化を図るため、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととしたところです。

今般、本年2月末までの当該記録訂正の状況等について、下記のとおりとまとめましたので、公表いたします。

記

1. 社会保険事務所段階における記録訂正の事案数（累計） 48件

- * 48件の内訳は、事業所の全喪日以後に、遡及して標準報酬月額の記録が訂正されていたものが47件、遡及して資格喪失日の記録が訂正されていたものが2件（重複して該当するものが1件）です。

2. 約2万件の戸別訪問の対象となっている事案のうち

① 社会保険事務所段階における記録訂正が完了しているもの（累計）

45件

（注）45件は、上記1. の48件の内数となります。

- * 約2万件の戸別訪問は、昨年12月21日までに、15,502件実施しており、本年1月13日までのフォローアップを踏まえ、中間的に整理した回答の状況によれば、このうち社会保険事務所段階における記録訂正の対象となり得る「従業員」で「事実と相違あり」かつ「訂正の意思あり」のケースは1,301件となっています。

② 年金記録確認第三者委員会への送付が完了しているもの（累計）

525件

平成20年12月25日
社 会 保 険 庁

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

社会保険庁においては、平成20年12月17日の年金記録確認中央第三者委員会の決定（別添1）を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、年金記録確認第三者委員会に送付せず、社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行うこととし、本日、地方社会保険事務局に通知を発出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている場合
2. 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - (1) 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - (2) 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - (3) 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

* 別添2「対象事案のイメージ図」参照

ただし、以下のいずれかに該当する場合には、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

- ・ 申立人が当該法人の役員であった場合
- ・ 上記1又は2のいずれにも該当しない場合
- ・ 上記1又は2に該当するが、標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理等が事実即したものである可能性が確認できる場合

（例）

◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理

- や資格喪失日の記録の入力処理等の具体的な理由が確認できる場合
- ◇ 処理が事実即しものであることを事業主等が主張している場合
 - ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
 - ・ 上記1又は2に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
 - ・ 上記1又は2に該当するが、申立期間の中に上記1又は2に該当しない期間が含まれている場合
 - ・ 上記2に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

なお、上記1又は2に該当することにより社会保険事務所段階において年金記録の訂正を行った場合、同一事業所に同一時期に勤務していた者の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」(平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号)に準じて対応する。

厚生年金保険における不適正な遡及訂正処理の可能性のある
記録の訂正について

平成 20 年 12 月 17 日
年金記録確認中央第三者委員会

社会保険庁においては、これまでのあっせん事案を踏まえ、下記の厚生年金に係る申立ての場合については、処理の迅速化を図るために、本年 12 月中速やかに、年金記録確認第三者委員会送付前に社会保険事務所段階において年金記録の職権訂正（職権訂正後は、申立を取り下げただくことにより処理）を開始するよう期待する。

記

(1) 申立人（法人の役員を除く。）の事案が、以下の①又は②に該当する場合（下記（2）③～⑥に該当する場合を除く。）には、第三者委員会に申立てをしていただくものの、同委員会に送付せず、社会保険事務所段階において記録の訂正を行う。

- ① 申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日（以下「全喪日」という。）以後に、遡及して申立人の標準報酬月額記録が訂正されている場合
- ② 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、
 - ア 遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合
 - イ 遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合
 - ウ 全喪日の記録が申立人の資格取得日よりも前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

(2) 申立人の事案が、以下のいずれかの場合に該当するときには、通常の手続に従って、第三者委員会に送付する。

- ① 申立人が法人の役員である場合
- ② 上記（1）の①又は②のいずれにも該当しない場合
- ③ 上記（1）の①又は②に該当するが、以下の例のように標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理が事実に即したものである可能性が確認できる場合

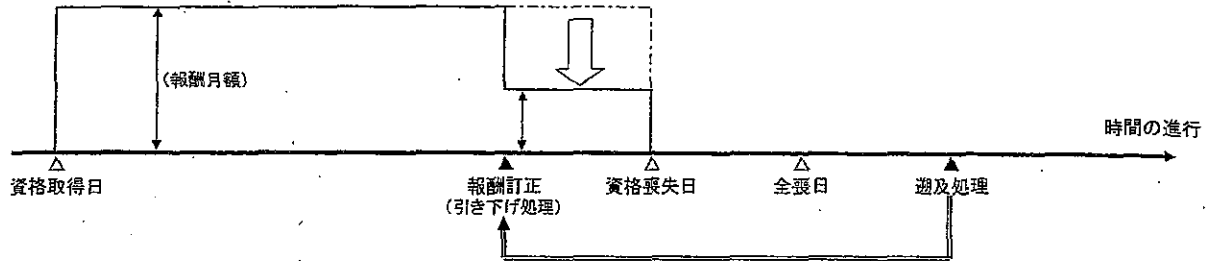
(例)

- ◇ 社会保険庁の原簿等で標準報酬月額又は資格喪失日の記録の訂正処理や資格喪失日の記録の入力処理の具体的な理由が確認できる場合
- ◇ 処理が事実在即したものであることを事業主等が主張している場合
- ◇ 事業主から算定基礎届が提出されず、保険者決定により標準報酬月額に係る定時決定を行ったが、事後的に当該決定が事実在即していないことが判明して、遡及訂正したことが確認できる場合 等
- ④ 上記（１）の①又は②に該当するが、事業主から遡及して標準報酬月額を引き下げる等の説明を受け、申立人がそれに同意していたことが確認できる場合
- ⑤ 上記（１）の①又は②に該当するが、申立期間の中に上記（１）の①又は②に該当しない期間が含まれている場合
- ⑥ 上記（１）の②に該当するが、雇用保険の記録、給与明細書等から定型的に資格喪失日を認定することができない場合

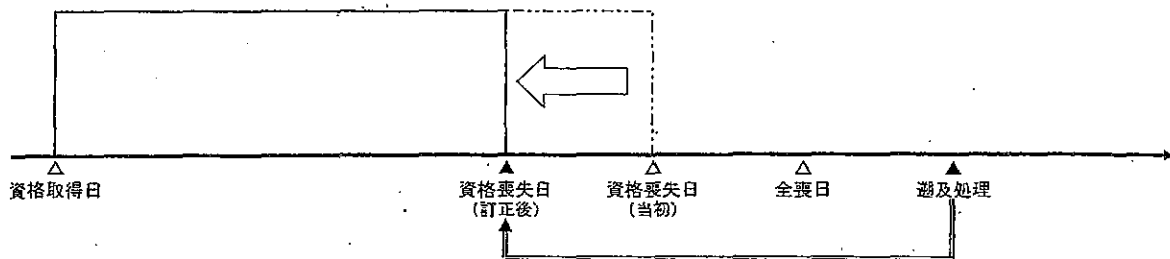
（３）上記（１）により記録の訂正が行われた場合、同一事業所の同僚の申立てについては、「あっせん事案に係る事業所と同一事業所に同一時期に勤務していた者の年金記録の訂正について」（平成20年9月19日付け庁保険発第0919001号）に準じて対応する。

対象事案のイメージ図

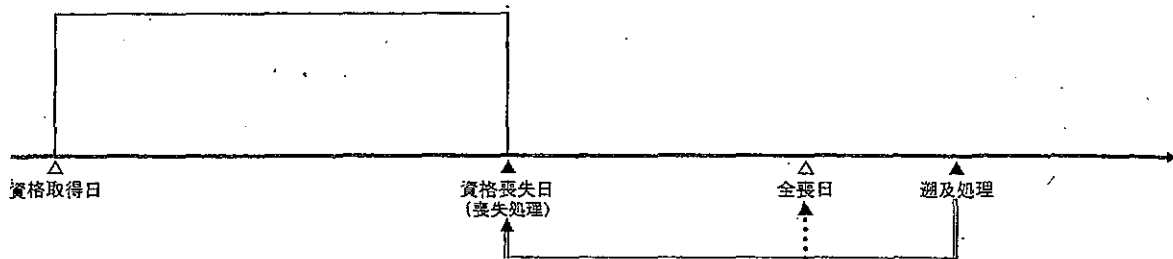
- 1 給与明細書その他により申立内容に対応する給与実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の標準報酬月額が訂正されている場合



- 2 (1) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が訂正されている場合



- 2 (2) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、遡及して申立人の資格喪失日の記録が入力されている場合



- 2 (3) 雇用保険の記録等により申立期間における勤務実態が確認できるにもかかわらず、当該事業所の全喪日以後に、全喪日の記録が申立人の資格取得日より前の日に遡及して訂正されたことに伴い、申立人の被保険者記録が取り消されている場合

